

第 2 編 災害予防対策

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化.....	35
第1 防災空間の整備	35
第2 都市基盤施設の防災機能の強化.....	38
第3 木造密集市街地の整備促進	38
第4 土木構造物の耐震対策等の推進	39
第5 ライフライン施設災害予防対策.....	39
第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保.....	42
第7 市の施設	43
第2節 建築物の安全化.....	45
第1 既存建築物の防災対策の促進.....	45
第2 文化財	48
第3節 津波被害防止対策の推進.....	49
第1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策.....	49
第2 防潮堤等の整備等	49
第3 津波ハザードマップの活用	50
第4 想定を超える津波からの避難対策	50
第5 津波に関する避難指示の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等	53
第6 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保.....	54
第7 津波避難に関する啓発推進	55
第8 要配慮者への避難支援	56
第9 高石市独自の災害対策施策	56
第10 水防関係機関.....	58
第11 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者	58
第4節 水害予防対策の推進.....	59
第1 洪水対策	59
第2 雨水出水対策	61
第3 高潮対策	61
第4 津波対策	61
第5 水害減災対策	62
第6 洪水・高潮リスクの開示.....	65

第7	防災訓練の実施・指導	66
第8	水防と河川管理等の連携	66
第9	水防団の強化	67
第10	ため池の治水活用	67
第11	公共下水道の整備	67

第5節	危険物等災害予防対策の推進	68
第1	危険物災害予防対策	68
第2	高圧ガス災害予防対策	69
第3	火薬類災害予防対策	69
第4	毒物劇物等災害予防対策	70
第5	放射線災害予防対策	71
第6	危険物等の輸送災害の予防対策	71
第7	危険物積載船舶等災害予防対策	71
第8	管理化学物質災害予防対策	73
第9	石油コンビナート等災害予防対策	73

第2章 防災体制の整備

第1節	総合的防災体制の整備	77
第1	中枢組織体制の整備	77
第2	防災中枢機能等の確保、充実	79
第3	防災拠点の整備	81
第4	装備資機材等の備蓄	81
第5	相互応援体制の整備	82
第6	防災訓練の実施	84
第7	人材の教育	86
第8	防災に関する調査研究の推進	87
第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備	88
第10	被災による行政機能の低下等への対応	88
第11	事業者、ボランティアとの連携	89

第2節	情報収集伝達体制の整備	90
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備	90
第2	情報収集伝達体制の強化	91
第3	災害広報体制の整備	92
第4	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備	93
第5	確認体制の整備	93

第3節 火災予防対策の推進.....	95
第1 市街地の火災予防	95
第4節 消火・救助・救急体制の整備.....	97
第1 消防力の強化	97
第2 広域消防応援体制の整備	98
第3 消防救急無線等の整備充実	99
第4 連携体制の整備	99
第5節 医療体制の整備	100
第1 災害時医療の基本的考え方	100
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備	101
第3 現地医療体制の整備	101
第4 後方医療体制の整備	102
第5 医薬品等の備蓄及び確保	103
第6 患者等搬送体制の確立	103
第7 個別疾病対策	103
第8 医療関係者に対する訓練等の実施	104
第6節 緊急輸送体制の整備	105
第1 陸上輸送体制の整備	105
第2 航空輸送体制の整備	106
第3 水上輸送体制の整備	106
第4 救援物資集積場所の指定	106
第5 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築.....	106
第6 民間事業者との協力体制の整備	107
第7 輸送手段の確保	107
第8 交通規制・管制の確保	108
第7節 避難受入れ体制の整備	109
第1 指定緊急避難場所、避難路の指定	109
第2 避難場所、避難路等の安全性の向上	110
第3 指定避難所の指定、整備	111
第4 避難者の受入れ	115
第5 避難者の状況把握に向けた準備	115
第6 在宅避難等	115
第7 避難指示等の事前準備	115
第8 避難誘導體制の整備	117

第9	広域避難体制の整備	118
第10	応急危険度判定体制の整備	118
第11	応急仮設住宅等の事前準備	119
第12	り災証明書の発行体制の整備	119
第8節	緊急物資確保体制の整備	121
第1	給水体制の整備	121
第2	食料・生活必需品の確保	122
第3	他自治体、事業所からの物資の調達	125
第9節	ライフライン確保体制の整備	126
第1	上水道（大阪広域水道企業団）	126
第2	下水道	127
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	127
第4	ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）	128
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	130
第6	倒木等への対策	131
第10節	交通確保体制の整備	132
第1	鉄道施設	132
第2	道路施設	132
第3	港湾施設、漁港施設	132
第11節	避難行動要支援者支援体制の整備	133
第1	障がい者・高齢者等避難行動要支援者に対する支援体制整備	133
第2	社会福祉施設の取組み	136
第3	福祉避難所の指定	137
第4	外国人に対する支援体制整備	137
第5	その他の要配慮者に対する配慮	138
第12節	帰宅困難者支援体制の整備	139
第1	帰宅困難者対策の普及啓発活動	139
第2	駅周辺における滞留者の対策	140
第3	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	140
第4	代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等）	140
第5	徒歩帰宅者への支援	140
第13節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	142

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚.....	145
第1 防災知識の普及啓発等.....	145
第2 学校における防災教育.....	147
第3 災害教訓の伝承.....	148
第4 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置.....	149
第2節 自主防災体制の整備.....	150
第1 地区防災計画の策定等.....	150
第2 自主防災組織の育成.....	151
第3 事業所による自主防災体制の整備.....	152
第4 救助活動の支援.....	153
第3節 災害ボランティア活動の推進.....	154
第4節 企業防災の促進.....	156

第 1 章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用する。

市は、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府都市整備中期計画」※に基づき、都市防災対策を促進するとともに、大規模災害等により地域が壊滅し、地域の都市の復興が必要となる際は、都市計画の手引きとして「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を活用する。

また、まちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DDR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

さらに、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努めて都市防災構造化対策を推進する。

※「大阪府都市整備中期計画」（令和3年1月）

大阪府は、「大阪・関西のさらなる成長・活力の実現」、「防災・減災、安全・安心の強化」、「都市魅力の向上と住みよい環境づくり」に向けて、令和3年度から10年間を対象にした大阪府の都市インフラ政策の総合指針として、「大阪府都市整備中期計画」を策定した。

第1 防災空間の整備

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間や避難場所として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「高石市みどりの基本計画（平成29年2月策定）」に基づく体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所監修（平成29年9月））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園

第1章 災害に強いまちづくり
第1節 都市の防災機能の強化

施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和6年3月31日現在、65箇所、48.52ha の都市公園を開設しており、市民1人当たりの都市公園面積は8.63㎡である。

※資料3-4 「公的空地一覧表」

(2) 都市公園の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、当面、市民1人当たりの都市公園面積を10㎡とすることを目標に整備を促進する。

(3) 一時避難場所の機能を有する都市公園の整備

近隣の住民が一時的に避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

(4) 広域避難場所の機能を有する都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（ただし、面積10ha未満の都市公園であっても、周辺地域に耐火建築物が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合や土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有するとみとめられるものを含む。）の整備に努める。

(5) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(6) 災害応急対策施設の設置

避難場所又は避難路における災害応急対策に必要となる施設（耐震性貯水槽、屋外子局等の放送施設、指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

2 道路の整備

市は、道路の災害時における重要性、機能上の問題を考慮し必要な整備を行う。

(1) 現況

区 分	路 線 数	延長（m）	舗装率（％）
国 道	1	1,645	100
府 道	7	14,364	100
市 道	742	105,743	99.9
1ブロック	12	7,338	100
2ブロック	213	30,295	99.8
3ブロック	371	50,287	100
4ブロック	146	17,822	99.8

令和6年3月31日現在

※1ブロック＝高砂地区

2ブロック＝羽衣・高師浜・千代田地区

3ブロック＝東羽衣・加茂・西取石・綾園地区

4ブロック＝取石地区

(2) 整備目標

市は、大阪府と協力し、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

また、市は、地域緊急交通路として位置づける道路を優先し以下により整備を推進する。

ア 主要防災道路の整備

災害時の応急対策活動を実施するうえで重要となる地域緊急交通路及び幹線道路を主要防災道路と位置づけ、所有する道路の維持保全に努めるとともに防災機能の強化を推進する。なお、新たな主要防災道路の選定は、緊急ネットワークが構築されるよう災害応急対策を実施する際に有効かつ効果的で多重性、代替性を考慮して行う。

※資料3-6 「市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表」

イ 計画道路の整備

主要防災道路と多重ネットワークする都市計画道路の整備を推進する。

※資料3-7 「都市計画道路一覧表」

ウ 避難路として整備

大規模災害を想定した住民の避難行動を基に避難路の選定を行い、避難路としての機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進する。

エ 道路環境の整備

- ① 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。
- ② 地震等突発的に発生する災害時において、輸送路、避難路を確保できるよう、平常時における違法駐車、違法駐輪、違法看板等を取り締まる。
- ③ ブロック塀、落下物等の危険要因の除去に努める。

3 緑化の推進

市街地においては、公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「みどりの大阪推進計画」及び「高石市みどりの基本計画」に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。

また、臨海部においては、道路の植樹帯や企業地内における緑地を保全しながら、防災スペースを確保する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、大阪府及び近畿地方整備局と連携し、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- 2 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進
- 3 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 民間賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 高石市耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

「第2次高石市耐震改修促進計画（平成30年3月）」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」に基づき、耐震診断等を推進する。

2 各種事業の推進

- (1) 住宅市街地総合整備事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 防災街区整備事業
- (6) 街路事業
- (7) 道路事業
- (8) 公園事業
- (9) 地籍調査事業 等

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川施設等の構造物について耐震対策に努める。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また、火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、道路整備にあたっては、安全性、快適性及び災害時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路及び生活道路の新設、改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の防災補修

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進に努める。

(2) 橋りょう等の補修

橋りょう等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検し、必要があれば橋りょうの耐震基準「道路橋示方書・同解説」（平成29年11月改訂）により補修等対策に努める。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤体、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

3 鉄道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄道施設について、耐震性の向上に努める。

4 港湾・海岸施設の安全確保

被災時の物資輸送を円滑に行うため、港湾施設の耐震性の確保に努める。また、高潮対策として海岸保全施設を調査し、危険箇所には、必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

第5 ライフライン施設災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

(1) 「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（公益社団法人日本水道協会）等に基づ

づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。

- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。

ア 配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化

イ 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化

ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備

- (3) 配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、各地域のバックアップ機能を強化する。

- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。

- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道施設

ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、ストックマネジメント計画において現状を把握し、ポンプ場については更新、改築を行う。管渠等については清掃、浚渫、修繕及び更新・更生に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。

(1) ポンプ施設

電気設備、機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮するとともに建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

(2) 管路施設

定期的なパトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

既設下水管については、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

3 電力施設

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化及び保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設及び通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保に努める。

- (2) 電力供給系統の多重化に努める。

- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づき、施設設備の維持保全及び常時監視を行う。

- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。

- (2) 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

- (3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

- ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- イ 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
- ウ 通信設備について、非常用電源を整備する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
- オ 市庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝等の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため泉北環境整備施設組合と連携し、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

なお、し尿処理については、堺市を除く、泉州地域の8市4町2組合で「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」を平成25年3月22日付けで締結し、ごみ処理については、堺市以南の9市4町4組合で「一般廃棄物処理に係る相互支援基本協定書」を平成25年3月22日付けで締結を行った。

1 し尿処理

- (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、泉北環境整備施設組合とともに、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、泉北環境整備施設組合とともに、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は、災害時のし尿処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合に災害時における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう働きかけ、確保させる。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市及び大阪府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、泉北環境整備施設組合とともに、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、泉北環境整備施設組合とともに、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合に災害時における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう働きかけ、確保させる。
- (4) 市は、あらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物（津波堆積物を含む。）等処理

- (1) 市は、高石市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力等体制の整備に努める。
- (2) 市は、高石市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、大阪府に対して災害廃棄物対策に対する技術的な支援を要請する。また、大阪府は、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力体制の整備に努める。
- (3) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、大阪府と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備に努める。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。
- (6) 市は、周辺市町等との協力体制の整備に努める。
- (7) 大阪府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第7 市の施設

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者等の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に小・中学校などの公共施設については、施設利用者の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備に努める。

第2節 建築物の安全化

市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。

第1 既存建築物の防災対策の促進

市は、「第2次高石市耐震改修促進計画（平成30年3月）」及び「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画、令和3年3月改定）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、高層建築物等における長周期地震動対策に関する周知等を適切に実施する。

1 住宅（民間）の耐震診断・耐震改修

(1) 所有者等

耐震診断・耐震改修は所有者等が自主的に取り組む。

(2) 市

ア 所有者等に対して、防災意識の向上と建築物の耐震診断・耐震改修の必要性・重要性の普及啓発に積極的に取り組む。

イ 所有者等にとって耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震診断・耐震改修の促進に必要な施策を講じる。

(3) 特定行政庁（大阪府）

共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告制度（特殊建築物等の所有者から特定行政庁への報告）の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

2 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

(1) 所有者等

ア 耐震診断・耐震改修は所有者等が自主的に取り組む。

イ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない（耐震改修促進法第14条）。

(2) 市

ア 所有者等に対して、防災意識の向上と建築物の耐震診断・耐震改修の必要性・重要性の普及啓発に積極的に取り組む。

イ 所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(3) 特定行政庁（大阪府）

- ア 建築基準法第12条の規定による定期報告制度（特殊建築物等の所有者等から特定行政庁への報告）の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。
- イ 特定行政庁は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）、建築基準法により、特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化を推進する。

※特定既存耐震不適格建築物とは耐震改修促進法第14条で次のとおり規定されている。

- 法第14条 1 号
学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第14条第1号、法施令第6条）
- 法第14条 2 号
火薬類、石油類その他政令で定める危険物の一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号、法施令第7条）
- 法第14条 3 号
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（法第14条第3号、法施令第4条）

3 市有建築物の耐震診断・耐震改修

市は、耐震化対策の対象とする市有建築物について、その建築物の用途機能から以下のよう
に分類し、耐震化を推進する。

- (1) 災害対策の指令命令等の中枢機能施設（市役所等）
- (2) 人命救助の主要な拠点施設
- (3) 指定避難所
- (4) 土木・下水道・倉庫等の施設（ライフライン関係）
- (5) 福祉・学校教育施設等
- (6) 市営住宅
- (7) その他・不特定多数の者が利用する施設

4 耐震診断・耐震改修を促進する支援策

市は、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された木造建築物に
ついて、「耐震診断」及び「耐震改修」に伴う費用の一部を補助する。

- (1) 耐震診断補助制度
- (2) 耐震改修補助制度

5 耐震改修をしやすい環境整備

- (1) 相談しやすい窓口の整備

建築物所有者等からの問い合わせ及び相談については（一財）大阪建築防災センター
が設置する相談窓口を案内するほか、必要に応じてパンフレット等で診断・改修の普及

啓発を行う。

その他、大阪府及び建築関係団体と連携しながら、次の体制の整備を検討する。

ア 地域施設等を活用した耐震診断・耐震改修の相談会等の開催

イ 電子メール等による耐震診断・耐震改修の相談体制の整備

(2) 安心して耐震改修できる制度の活用についての情報提供

(3) 信頼でき経済的な耐震改修工法・手法の普及

6 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

(2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の2次構造部材の落下防止対策

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

(4) 家具転倒防止

(5) 防災ベッドや耐震テーブルの活用

7 啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震防災パンフレットの作成・公表（地震ハザードマップを作成・公表済み）

(2) 避難場所・避難路周辺における取組み

(3) 相談体制の整備・情報提供の充実、パンフレット等の活用、講習会の開催等

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

(5) 防災教育の普及促進

(6) 地元組織との連携

8 建築物の安全対策

市は、施設管理者に対して、建築物における天井の脱落防止、屋根瓦の脱落・飛散防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

また、高層ビルや臨海コンビナートにおける長周期地震動や液状化等の対策を促す。

9 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。また、空き家バンク制度の周知を図り、空き家の有効活用を促進する。なお、有効活用が図れない旧耐震基準の空き家については、所有者に速やかな除去を求めていく。

また、必要に応じて、大阪府及び不動産、建築、法律等の専門家団体に協力して、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備する。

10 所有者不明土地の活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

11 液状化ハザードマップの作成等

大阪府は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップの作成について、国からの情報収集等を行なうものとし、市は、大阪府からの情報提供を踏まえ液状化ハザードマップの作成・公表に努める。

第2 文化財

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

- 1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 予防体制の確立及び防災設備の整備
 - (1) 初期消火の確立及び地域住民との連携
 - (2) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導
 - (3) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

第3節 津波被害防止対策の推進

第1編
総則

第1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策

1 推進計画の作成

市は、知事が設定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）及び災害警戒区域を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

2 津波災害警戒区域における対応

- (1) 市は、知事による津波災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (2) 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2 防潮堤等の整備等

大阪府は、大阪市と連携し、大阪府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにしたうえで、実施計画を策定し、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努める。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の防水機能の確保に努める。

なお、防潮堤からの越水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保、ポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

第2編
対策
災害予

第3編
緊急対策
地震災

第4編
緊急対策
風水害

第5編
緊急対策
事故等

第6編
復興対策
災害復

附属1
警報・予報の伝達
東海地震の

附属2
津波対策推進計画
南海トラフ地

資料
編

第3 津波ハザードマップの活用

平成25年8月、大阪府が津波浸水想定区域を設定し、市は同年10月津波浸水想定区域を示した津波ハザードマップの作成・配布を行った。津波ハザードマップを活用して、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

また、市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

第4 想定を超える津波からの避難対策

市は、大阪府が公表した津波浸水想定区域に基づき、津波被害想定に基づく対策を講じる。

1 津波避難計画の策定

津波対策の推進に関する法律に基づき、南海トラフ巨大地震を対象に地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等が生命及び身体の安全を確保するための高石市津波避難計画（平成28年5月）を策定しており、最新の知見等を踏まえて必要に応じて計画の見直しを行う。

2 津波避難ビルの指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

市は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(1) 明示

津波避難ビルであることを市民に周知する表示、誘導サイン等を設置する。

(2) 市は、津波避難ビルの指定の際、ビル管理者等と協定を結ぶ中で必要に応じ、一時避難に必要な物資や資機材の提供を行う。

3 指定緊急避難場所、指定避難所

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は

安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(1) 立地場所の標高の把握

津波警報等の更新、状況に基づき、さらに高い標高の指定緊急避難場所、指定避難所等に移動できるようにする。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所への情報伝達体制の整備

ア 避難先で再避難の要否を判断できるよう、津波警報等の更新情報を伝達する。

イ 避難後の行動のための各種情報を提供する。

ウ 災害対策本部と自治会・自主防災組織等との情報伝達手段の構築

4 避難路

(1) 機能確保

複数ルートを確保するなど、避難路としての機能を高める。

(2) 臨海コンビナート内道路における液状化対策・防災強化

第9の「7 臨海コンビナートの防災対策」参照

5 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。

(1) 大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、ア～エの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 津波に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 地下街等の施設の名称及び所在地

エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法

(2) 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、

避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表するとともに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

6 安全避難誘導体制の整備

(1) 津波避難ビル・避難路等表示看板の設置

指定緊急避難場所・指定避難所・津波避難ビル等や避難路などの位置や方向などをまちの至る所に分かりやすく表示する取組を推進する。

(2) 津波避難に関する啓発と地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、津波ハザードマップを活用し、市民への周知を図る。

また、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

(3) 「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所・津波避難ビル）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）

(4) 津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波の到達予想時刻に関する情報を基本的な目安としつつも、短時間に迅速な避難を行う。

(5) 徒歩避難原則の徹底

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

(6) 遮断した踏切対策

警察、電鉄会社と連携して、踏切遮断機を解除し住民避難を優先させるなど、緊急的・臨機応変的な対応を実施する。

(7) 学校園の対応

学校・幼稚園における地震対応マニュアル（高石市教育委員会）に基づき対応する。また、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

さらに、市災害対策本部、消防、警察等と連携し情報収集に努める。

(8) 保育所・松の実園の対応

保育所・松の実園における危機管理マニュアル（平成23年9月子育て支援課）に基づき対応する。

(9) 住宅の耐震化や家具の固定

津波対策は避難が重要であるが、住宅の耐震化や家具の固定がなされていないと、ケガにより避難が不可能となることがあるため、これらの対策も進める。

第5 津波に関する避難指示の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用を検討し、多様な手段による速やかな情報収集・伝達手段の確保を図る。

1 伝達手段

伝達手段についてはそれぞれの特長、課題を把握し検討のうえ、対策を講じる。

伝達手段	特 長	課 題	対 策
防災行政無線（固定型）	・住民への一斉伝達が可能。	・可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 ・倒壊・破損対策 ・停電時の非常電源確保	・可聴範囲では住居地区をカバーしているため、設備の改善を検討
防災行政無線（携帯型）	・災対本部と市内の自主防災組織や消防団へ配備しリアルタイムに情報伝達が可能。	・バッテリー切れ	・適切な設備更新
J-A L E R T	・勤務時間外の対応として、職員が到着するまでの間、防災行政無線を自動起動して繰り返し市民に周知できる。	同 上	同 上
緊急速報メール（携帯電話等へのメール）	・登録の必要なし。 ・被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。	・現在はNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天4社が対象（一部機種を除く。）	
大阪防災ネットの防災情報メール（携帯電話等へのメール）	・被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。	・登録の必要あり	・登録の促進
広報車	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。	・道路、橋りょう等の損壊により使用不可となる。 ・津波到達時間が迫った時点での使用は二次災害の可能性があるため危険。	・適切な実施
要支援者リストの活用	・あらかじめ定められた支援者による要配慮者に対する個別支援。	・支援者が被災した場合の対応。	・自主防災組織の組織的な活用

2 伝達体制の整備

(1) 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

携帯型デジタル簡易無線機等を全自主防災組織（自治会）、高石市消防団への配備に努

める。

(2) 携帯電話を活用した多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メールを導入し、「おおさか防災ネット」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。

また、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

(3) 電源確保体制の整備

J-A L E R T、防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。

(4) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示の発令、自主防災組織、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。

(5) 情報の更新と確実な伝達体制の整備

気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。

最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。

第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。

(6) 津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築

津波ハザードマップを活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。

(7) 津波知識等、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

(8) 住民以外に対する避難の呼びかけ体制の整備

事業所等勤務者、釣り客、走行中の車両に対し情報を伝達する。

(9) 津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波の到達想定時刻に関する情報は比較的正確であることを考慮する。

第6 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示の伝達、避難誘導、水門等の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。

第7 津波避難に関する啓発推進

1 津波知識等、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来したときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を防災訓練等を通じて徹底する。

特に、東日本大震災などの教訓をもとに小中学校をはじめ、広く市民に防災教育を徹底する。

(1) 津波に対する基本事項

- ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること
- イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること
- エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと
- カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること
- キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること
- ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など津波に関すること
- ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報、津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること
- コ 市民に対し、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）の周知に努める。

(2) 教育機関における防災教育

学校は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

2 津波避難に関する地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、作成した津波ハザードマップを活用し、市民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、市民参加型のワークショップを行うなど地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、市民が、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取り組みを行う。

第8 要配慮者への避難支援

市は、高齢者や障がい者などの要配慮者一人ひとりが、迅速かつ的確に津波から避難できるよう、関係団体等とも連携を図り、津波に対する知識の普及・啓発や避難誘導に関する支援体制の充実に努める。

第9 高石市独自の災害対策施策

東日本大震災等を踏まえて高石市の地域性を鑑み、以下の独自の施策を推進する。

1 防災機能を備えた公園の整備・拡充

30年以内に80%程度の確率で発生すると言われている南海トラフ地震に対し、より安全な津波からの避難先及び避難者への支援拠点として、蓮池公園を整備・拡充する。

蓮池公園は、市民が憩える公園として、野球場、テニスコート、ベンチや休憩所等を整備するとともに、災害発生時には周辺住民の避難場所として、また、避難者の生活確保及び再建に向けて、災害時用臨時ヘリポートや物資集積・集配場所、仮設住宅建設用地、避難者救護用の休憩施設を備えた防災公園として整備する。

2 防災中枢拠点である高石消防署及び高石消防署高師浜出張所の再整備

防災中枢拠点である高石消防署及び高石消防署高師浜出張所は、今後30年以内に80%程度の確率で発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や超大型台風など、複雑多様化する災害に対して的確かつ迅速な消防活動を行うため、必要十分な規模、諸室及び設備を備え、円滑な出動動線に即して機能的に諸室を配慮した庁舎施設の整備、防災中枢拠点としての機能を最大限発揮できるよう、機能強化を図るため再整備を行う。

3 津波避難ビル・タワーの活用、促進

津波浸水想定区域内においては、公共施設に加え、民間施設も津波の際に緊急的な一時避難が可能な建築物として確保し、総合防災マップへの掲載や建築物にサインを明示することで周知を図る。

4 住宅の防災性能向上への誘導

30年以内に80%程度の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震並びに直下型断層地震に備えて、住宅の耐震診断、耐震改修や津波に強い構造の建築物等の建築を促進・誘導する。

5 臨海コンビナートの防災対策

(1) 臨海コンビナート内道路における液状化対策（高砂1号線液状化対策）

津波が発生した場合、本市は、臨海コンビナート地区に対して、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」（平成26年3月大阪府策定）に基づき、臨海部からの従業員の円滑な避難誘導を実施するため、本地区のライフラインである液状化対策を実施した高砂1号線（高石市道）を活用する。また、発災後の緊急車両や復旧・復興時の企業の

B C P 活動の際の基幹道路として機能するよう関係機関と継続して協議を行う。

(2) 企業立地等促進条例による防災対策

地震、津波による災害の発生及び拡大を防止するための事業所等の自主的な防災設備等の整備に対して、税の軽減による支援を行う。同制度を活用して整備された津波避難タワーを臨海コンビナートの従業員が緊急的に一時避難するための施設として活用すると共に、地区内の津波避難ビルの指定を継続する。

6 津波率先避難等協力事業所登録制度

市民等の津波からの迅速かつ適切な避難行動を支援し、もって市民等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、大津波警報又は津波警報の発表時における避難を率先して実施し、かつ、平常時における地域の防災活動に積極的に協力する企業、団体等の事業所の登録を推進する。

7 総合防災訓練の実施

これまで地域と共に、東日本大震災を教訓に津波からの避難を繰り返し実施してきた総合避難訓練の継続及び、自主防災組織や地域住民等の参画を踏まえ、地域防災力の強化や地域の絆づくりに繋げるため、自分たちに置き換え、自ら考え、気づきを得るような体験型の防災訓練等を実施する。

8 自主防災組織及び消防団の連携

大規模災害時に同時多発する火災等に対し有効である小型可搬ポンプによる訓練、又、人命救護活動に直結する救命講習等を消防団指導のもと自主防災組織が行うことで、技術・知識の習熟を図るとともに、地域防災の中核を担う自主防災組織と消防団の連携を強化し地域防災力の向上を図る。

9 災害時における官民の連携支援

災害時相互応援協定及び災害時に関する協定の締結を推進する。

他の自治体との災害時相互応援協定を構築し、民間企業等との災害時に関する協定の推進を図る。

10 防災行政無線の更新

防災情報等や行政情報を市内一円に即座に伝達するために整備している防災行政無線について、屋外拡声子局の最適配置や戸別受信機等の導入の検討を行う。

避難所等に配備をしている防災行政無線についても、確実に情報伝達を行えるよう、機能向上のため更新する。

11 個別避難計画の作成推進

避難行動要支援者に関する情報を把握し、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、登録した避難行動要支援者ごとに、よりきめ細やかな避難支援に係る事項を定めた個別避難計画の策定を進める。

第10 水防関係機関

市は、大阪府と連携して、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定める。

第11 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、水門等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、人員配置その他所要の被災防止措置を講じておく。

第4節 水害予防対策の推進

河川、下水道、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策等を実施する。

また、国や大阪府によって浸水想定区域の指定があった場合や、市域外のため池で堰堤の決壊等により本市域に被害をおよぼすことが想定される場合などには、浸水深や洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

第1 洪水対策

1 大阪府管理河川

大阪府知事は、市内では二級河川芦田川・王子川を管理している。

大阪府では、治水の目標として「一生に一度経験するような大雨（時間雨量80mm 程度）が降った場合でも、川があふれて、家が流され、人がなくなるようなことをなくす。」こととし、「今後の治水対策の進め方」（平成22年6月策定）に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいる。具体的には、大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量50mm 程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備を進めることを基本としている。

そのうえで、時間雨量65mm 程度及び時間雨量80mm 程度の降雨で床上浸水以上の被害のおそれがある場合には、事業効率等を考慮して、時間雨量65mm 程度若しくは80mm 程度のいずれかの降雨による床上浸水を防ぐことを整備目標として選択することとしている。

(1) 芦田川水系の整備

和泉市小野町の段丘を源とする芦田川は、堺市の南部を経て本市を西流し、大阪湾に注ぐ約5kmの河川である。流域の約70%が市街化区域のため都市化が進むにつれ、流域の保水能力の低下、流出時間の短縮による流出量の増大を招き、たびたび浸水の被害を受けてきた。

特に、昭和57年8月3日の集中豪雨では、流域内で浸水面積98ha、浸水家屋約2,000戸という大きな被害を受けた。

芦田川では、河川整備及び流域調節池等の洪水調節施設により時間雨量80mm 程度の降雨を安全に流下させることを目標とする区間の河川整備は完了し、二層河川区間上流端から国道26号までの区間は、時間雨量50mm 程度の降雨により床下浸水を防ぎ、かつ時間雨量80mm 程度の降雨に対しても床上浸水を防ぐことを当面の治水目標として河川整備を行う。

これら河川整備及び既設貯留施設（東羽衣調節池、高石中学校）及び洪水調整施設の整備により、流域全体において時間雨量80mm 程度の降雨に対して床上浸水を防ぐこととな

り、令和3年から工事している。

高潮対策事業としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾を室戸台風と同じ経路で満潮時に来襲したことを想定した防潮施設等の整備を進めてきており、芦田川では、排水機場及び水門の整備を図り、昭和46年に供用開始された。

地震・津波対策として、芦田川水門及び芦田川排水機場については、南海トラフ地震等に伴う揺れ・液状化対策を実施した。また、津波襲来時に備え、芦田川水門の遠隔監視や操作化を実施した。

(2) 王子川水系の整備

王子川流域は、昭和21年12月の南海震災の影響による地盤沈下のため、流下能力が低下し、昭和20年代から40年代にかけて、毎年梅雨期に浸水被害を受けてきた。そこで、治水安全度の向上を図るため、昭和48年から昭和54年にかけて、府道泉大津美原線の道路敷内に新王子川の建設を行った。

また、近年新王子川合流点から小高石橋までの区間においては、護岸の老朽化が進んだために補修工事を実施し、平成19年度に完了した。さらに伊勢湾台風級の超巨大台風による高潮被害を防止するため、泉州地区河川において高潮対策事業を実施し、王子川では、昭和47年から昭和54年にかけて水門及び排水機場の建設を行った。

現在、王子川では、時間雨量65mm 程度の降雨による洪水で床下浸水被害は想定されないものの、時間雨量80mm 程度の降雨による洪水では床下浸水被害が想定されている。また、新王子川では、時間雨量80mm 程度の降雨による洪水でも床下浸水被害は想定されていない。

高潮対策事業としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾を室戸台風と同じ経路で満潮時に来襲したことを想定した防潮施設等の整備を進めてきており、王子川では、王子川排水機場及び王子川水門が設置され昭和53年に供用開始された。

地震・津波対策として、王子川排水機場については、南海トラフ地震等に伴う揺れ・液状化対策を実施した。

また、王子川水門については、L2（レベル2）津波に対して、水門の戸当り部の部材補強等を実施するとともに、津波襲来時に備え、水門の遠隔監視や操作化を実施した。

2 市管理河川

準用河川、普通河川を管理しており、各河川の改修計画に基づいた降雨に対応できるよう整備を進め、治水機能を確保する。

3 大規模氾濫減災協議会の創設

大阪府知事が指定する河川においては、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を創設する。水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果について市は、本計画等へ位置づけ、確実に実施することを推進する。

4 水害リスク情報

市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水

実績等を市長が把握した時は、水害リスク情報として市民へ周知を行う。

第2 雨水出水対策

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。
また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設の点検等を推進する。

第3 高潮対策

1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより一変し複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風が室戸台風のコースを通して来襲した高潮に十分対処できるよう、海岸管理者である大阪府において整備を行った。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

なお、高石漁港の漁港区域内に控える防潮堤については、令和2年度より市が管理している。

2 水門等の点検

市内には複数箇所に水門等があり、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、高潮等の対策に万全を期す。

また、水門の操作については高潮予警報の発令時に指示し実施する。

第4 津波対策

国の南海トラフ巨大地震に係る被害想定を踏まえて、大阪府が津波浸水想定区域を公表した。
市はこれに基づき、高石市域における津波の浸水深を示した津波ハザードマップを作成し、各戸へ配布した。市は、津波ハザードマップを引き続き津波避難訓練や住民啓発に活用する。

また、南海トラフ地震などが発生し、気象庁から大津波警報・津波警報または津波注意報が発表されたときは、水門等の操作員は参集のための指令が発令されたものとして、自動参集するとともに、迅速かつ的確な施設の操作に努める。

第5 水害減災対策

大阪府は、洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指定・公表、洪水リスクの開示を行う。

市は、ハザードマップの作成やハザード情報の住民周知など避難体制の整備を行う。併せて、昨今の都市型集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対する対策にも関係機関の連携をもとに対策に取り組む。さらに、発災時に一次的に避難可能な既存建築物等（公共施設、民間施設）の確保や各浸水想定区域における住宅の防災性能の向上を図るため、災害に強い構造等の建築への誘導を行う。

1 洪水予報

大阪府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

なお、本市に該当する河川はないが、隣接の泉大津市域を流下する大津川が洪水予報河川に指定されており、本市の一部が、その浸水想定区域に含まれている。

2 水位到達情報の発表

(1) 大阪府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市では芦田川が該当するとともに、隣接の堺市域を流下する石津川も該当し、本市の一部が、その浸水想定区域に含まれている。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

※1：避難判断水位（特別警戒水位）とは、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

※2：本市地域防災計画において「避難判断水位（特別警戒水位）」は「避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）」を示す。

(2) 市は、管理する下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 大阪府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

3 水防警報の発表

大阪府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を発令し、直ちに水防管理者に通知する。

本市では、芦田川、泉北海岸が該当する。

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

4 水位情報の公表

大阪府及び市は、管理河川、下水道、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、下水道、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

本市では、芦田川、泉北海岸が該当する。

5 浸水想定区域の指定・公表

(1) 大阪府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(2) 大阪府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

(3) 大阪府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(4) 大阪府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定の情報を提供する。

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 電話、ファクシミリ
- ④ 電子メール
- ⑤ ホームページ、SNS等

イ 指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ① 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の指定避難所について、周知を図る。
- ② 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については、円滑な避難ができるよう高石市個別避難計画の作成を推進する。

ウ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ 上記ウで名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(2) 浸水想定区域内に位置し、上記(1)により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

イ 大規模工場等の所有者又は管理者

浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

- (3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

7 地下空間における浸水防止対策

地下駐車場及びビルの地下施設等の地下空間の管理者は、防水板・防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導体制を整備する。

第6 洪水・高潮リスクの開示

1 洪水リスクの開示

- (1) 大阪府は、管理河川において様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を洪水リスク表示図として公表している。市域では、芦田川、芦田川分水路、王子川、新王子川について公表されている。
- (2) 市長は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

2 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

市は、大阪府と連携して、公表された洪水・高潮リスクを市民へわかりやすく周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。また、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。加えて、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第7 防災訓練の実施・指導

1 防災訓練の実施

市及び大阪府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方針の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

2 要配慮者利用施設等の防災訓練

(1) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第8 水防と河川管理等の連携

(1) 市は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者等と河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。堺市消防局は、水防活動を実施するにあたり、高石市水防団と協力する。

(2) 大阪府及び市は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「泉北地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体の多様な関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

(3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府の指導のもとに自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

関係する事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第1 危険物災害予防対策

消防機関は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育及び消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。

※資料4-7「危険物施設一覧表」

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき、堺市消防局と市は連携して立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

5 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防御活動の円滑化を図

ることにより危険物災害を防除する。

- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。

7 浸水被害等への予防対策

危険物取扱事業所の所有者は、当該施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 高圧ガス災害予防対策

市、堺市消防局及び大阪府は、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
(2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
(2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
(3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

市、堺市消防局及び大阪府は、大阪府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

(1) 危害予防規程の策定を指導する。

(2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

(1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。

(2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物等災害予防対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、大阪府により実施され安全対策が図られている。市は防災関係機関や大阪府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

大阪府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、保健所、大阪府警察又は消防機関に届出をさせるとともに災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう適正に維持管理するとともに、想定される地震・津波対策にも十分留意し、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。

第6 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第7 危険物積載船舶等災害予防対策

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業にあたっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着栈に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、大阪府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制

イ 危険物等の荷役、運搬の規制

ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

① 火薬類の大量荷役

② 核分裂性物質等の荷役

③ タンカーによる引火性危険物の大量荷役

④ その他特に必要があると認められる場合

エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限

オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告

カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

キ 危険物栈橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可

(2) 指導

ア 荷役船舶点検指導

イ 危険物等専用岸壁、専用栈橋の点検指導

ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施

エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導

① 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守

② 走錨の防止及び係留索の保守

③ 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置

④ 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底

⑤ 船内における防災用資機材の整備充実

⑥ 航法、操船の指導

オ 貯油施設等を有する企業に対する指導

① 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充

② タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実

③ 従業員の教育及び訓練の実施

④ 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整

イ 災害対策に関する関係機関の連絡調整

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に
関する対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

第8 管理化学物質災害予防対策

大阪府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を大阪府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第9 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に定める石油コンビナート等特別防災区域（以下、「特別防災区域」という。）に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、市は、大阪府、特定事業者、関係機関と連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

1 啓発

市は、大阪府と協力し、コンビナート災害時の避難行動について啓発に努める。

第1章 災害に強いまちづくり
第5節 危険物等災害予防対策の推進

- (1) 津波避難などで、屋外に出る場合には、「できるだけ肌の露出をなくす」
- (2) 屋外にいて熱を感じた場合には、「頭部等を物で覆う」、「木陰や建築物等の物陰に隠れる」
- (3) 屋内にいる場合には、「窓ガラスの破片により負傷しないよう、窓際を避ける」

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災体制を推進するため組織体制の整備・充実を図る。

また、大阪府と連携し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 高石市防災会議

高石市防災会議は、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置する。

ア 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

※資料1-1「高石市防災会議条例」

※資料1-2「高石市防災会議委員名簿」

※資料1-3「高石市防災会議運営要綱」

(2) 高石市災害対策指令部

高石市災害対策指令部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第1 災害対策指令部 参照

(3) 高石市災害警戒本部

高石市災害警戒本部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第2 災害警戒本部 参照

(4) 高石市災害対策本部

高石市災害対策本部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第3 災害対策本部 参照

※資料1-4「高石市災害対策本部条例」

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる動員体制の整備に努めるものとし、職員の動員体制及び参集体制を次のように定める。

また、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

(1) 職員の動員体制

下記基準により、本部長は各部長に指令を行う。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事前 配備	1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
警戒 配備	第1号 1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき 2. 市域で震度4を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
	第2号 1. 小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき 2. 市域で震度5弱を観測したとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置を取り、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第1号体制に移行しうる態勢とする。
非常 配備	第1号 1. 中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度5強を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる態勢とする。
	第2号 1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. 市域で震度6弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に大津波警報（特別警報）が発表されたとき 4. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する態勢とする。

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、これら職員の携帯電話への情報伝達体制の整備を図る。

(3) 災害対策要員の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に資するよう、災害対応経験者のリスト化や退職者の一時的な活用等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

3 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

市は、男女共同参画を担当する総務部（人権・生活相談課等）と、災害対応の周知等を担当する総合政策部（危機管理課等）の連絡体制を構築し、両部局が連携して男女共同参画の

視点から平常時の防災対策及び災害時における役割について明確化しておくよう努める。

4 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び高石市地域防災計画の定めるところにより、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

5 防災関係機関の連携

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

6 広域防災体制の整備

市、大阪府、関西広域連合をはじめ防災関係機関は、平常時から大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

7 国による支援・代行

市の行政機能が著しく低下し、応急対策や復旧活動が困難な場合は、災害対策基本法に基づき、国による支援・代行を求める。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、各種の浸水想定区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

1 防災中枢施設等の整備

市の防災中枢拠点である市役所、高石消防署、高石消防署高師浜出張所、市災害医療センター^注等は、防災中枢拠点として必要な機能を発揮できるよう耐震化・耐浪化などに配慮し整備、拡充を検討するとともに保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を検討し、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

適切な備蓄・調達・輸送体制の整備及び非常用通信手段の確保を図る。

また、災害対策本部室や防災行政無線等の防災中枢施設・設備などを整備するよう努めるとともに、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策などに努める。

注) 市災害医療センター（市における災害医療の拠点となる医療機関）

○役 割

患者の受入れ、大阪府の災害拠点病院と連携し患者の受入れに係る地域内の医療機関の調整

○本市の災害医療センター

高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター

2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市の庁舎が被災し市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

(1) 庁 舎

庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

(2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設の確保に努める。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ 代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。

ウ 移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握（発災後最低72時間の事業継続を可能とする稼働持続時間が必要）と燃料確保体制の整備（点検、訓練等）に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

※ 災害対応は、市役所だけでなく高石消防署、高石消防署高師浜出張所、市災害医療センター等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようそれぞれの事前対策を講じる。

3 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に

整備・備蓄する。

第3 防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、浸水想定区域等に配慮しつつ、防災拠点を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

(1) 施設整備

地域防災拠点は、応援部隊の受入れ及び活動拠点となることから、次の施設を地域防災拠点として整備に努める。

- ア 総合体育館
- イ 鴨公園
- ウ 新公園
- エ 蓮池公園

(2) 運用体制の整備

地域防災拠点が、災害時に適切かつ効果的に機能するように、あらかじめ施設管理者と協議し管理運営等の体制整備を行う。

2 地区防災拠点の整備

各小中学校を地区防災拠点として整備する。

(1) 機能整備

地区防災拠点は、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図るとともに、次の対策に努める。

- ア 物資、資機材等の備蓄
- イ 情報通信システムの整備
- ウ 自家発電施設の整備

(2) 運用体制の整備

地区防災拠点は、地域住民等自らが災害対策を推進する場となることから、自主防災組織等と連携し、運営管理等の体制整備を推進する。

3 輸送拠点の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、陸上輸送基地等の輸送拠点の機能整備に努める。

※資料3-2「市の防災拠点等一覧表」

第4 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

確保及び装備、資機材等の確保に努める。

また、医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設に係る防災関係機関は、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

1 資機材等の備蓄、点検

燃料、発電機、建設機械等の装備、資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

〔備蓄品の現況〕

※資料3-10「備蓄配備一覧表」

2 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

- (1) 災害発生当初から必要となる資機材などの物資を、迅速に指定避難所等へ搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。
- (2) 物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

3 資機材等の点検

備蓄、保有する装備、資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

4 人材の確保・育成

職員の危機意識の徹底を図り、また、災害時における迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

5 各種データの整備保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制の構築を図る。

第5 相互応援体制の整備

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。また、市は大阪府と連携し、基幹的広域防災拠点と緊急輸送体制を整備する。

1 自治体相互の応援体制の整備

災害時に本市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

また、近隣市町村との防災協定の締結により、津波災害時には内陸部の市町村からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、高石市と同時に被災しない自治体等との応援体制の整備を推進する。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

特に建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努める。

4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

災害時等において民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

5 受援計画の整備

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入れ場所の選定、業務継続計画（BCP）を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、高石市受援計画の策定を推進する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。また、円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互に交流を深めておく。

なお、高石市受援計画の策定にあたっては、必要に応じ、大阪府の支援・助言を求める。

(1) 受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

6 大阪府との連携体制の強化

(1) 緊急防災推進員との連携

大阪府が指名する本市担当の緊急防災推進員（大阪府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員をあらかじめ指名）を把握するとともに、平常時の防災訓練等を通じて相互の連携体制を構築する。

(2) 災害時現地情報連絡員（リエゾン）との連携

大阪府の災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を把握するとともに、派遣を要請する場合の連絡調整や本市災害対策本部の運営支援等について、大阪府と連携体制を構築する。

第6 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得て各種災害に関するより実践的な訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するように努める。

このほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

1 総合訓練

防災関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応訓練、水防、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

(2) 水防訓練

市は、水防活動に備え、水防意識を高めるとともに技術の向上を図り水災による被害を軽減するため水防活動の完全な習熟を目的とした水防訓練を実施する。

堺市消防局は、「高石市の水防活動に関する協定書（平成28年11月21日締結）」に基づき、高石市水防団の訓練指導に協力する。

(3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう訓練を実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実にを行うために訓練を実施する。

ウ 避難救助訓練

避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう避難誘導を行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても訓練を行う。

エ 図上訓練

想定した災害の被害への対応を検討するとともに、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練、並びに災害復興対策として都市づくりのあるべき姿の検討を行う。また、その際はGISを活用する。

3 市民、事業所等の訓練

自治会及び自主防災組織、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練の実施に努める。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等

4 児童・生徒等の防災訓練

保育所・幼稚園・小中学校等は、災害を想定した避難訓練を適宜実施し、児童・生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

5 南海トラフ地震を想定した防災訓練

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

〔内 容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練

第7 人材の教育

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、市は大阪府と協力し、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

さらに、市は、大阪府及び国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努める。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 防災関係職員

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

- ① 他の防災機関への研修派遣
- ② 国、大阪府等が実施する講習会、研修会等への参加
- ③ 見学、現地調査等の実施
- ④ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

イ 一般職員

- ① 大阪府、高石市等が実施する講習会、研修会等への参加
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 防災活動マニュアル等の配付
- ④ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の周知

(2) 教育の内容

- ア 高石市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担、非常参集の方法
- イ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の適用
- オ 図上訓練の実施
- カ その他必要な事項

2 市民に対する防災教育

(1) 防災講演会の開催

自治会、自主防災組織、一般市民を対象に防災講演会を開催する。

(2) 初等、中等教育における防災教育の推進

幼・保・小・中学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

3 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るため、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、大阪府が実施する家屋被害認定調査員向けの研修に参加する。

第8 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（内閣府）等の取組を通じて、民

間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 被災による行政機能の低下等への対応

市は、大規模災害によって自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて必要な体制を整備する。

1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況においても、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等をできる限り継続的に実施し、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧できるよう、市では、以下の方針に基づき業務の継続を図るため「高石市業務継続計画（BCP）」を策定している。今後、この計画の実効性の確保に留意しつつ、適切な運用に努める。

(1) 想定を超える災害に対処するために、本市では、重要情報を保全するため自治体クラウドを他自治体と共同で導入しているが、南海トラフ地震のような特定の事象を想定したBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能な場合など業務資源が使用困難となった場合を想定し、自治体クラウドを利用したICT-BCPを別途策定し、重要な行政データのバックアップ対策を講じる。

(2) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定を行い、専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入れ手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。

(3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。

(4) 本市単独では業務困難な場合を想定し、地域や複数の自治体が連携したBCPを検討す

る。特に自治体クラウドを共同利用している自治体間では、連携を密にし、自治体クラウドを利用したBCP及びICT-BCPの共同での策定を検討する。

(5) 関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

2 応援・受援体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう高石市受援計画等に基づき、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるとともに、平常時より災害マネジメント総括支援員等の登録者の確保に努める。

また、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。

なお、その際、男女ともに活動することに配慮する。

- (1) 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成
- (2) 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保
- (3) テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第11 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、救援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、高石市社会福祉協議会と協議しボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

さらに、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用、さらに、防災行政無線屋外スピーカーで放送した音声を電話で聞くことができる自動応答装置の周知も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や津波や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

また、市及び防災関係機関は、通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、バックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進に努める。

なお、国や府等と連携し、防災情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（S O B O－W E B）（令和6年4月より運用開始）に集約するように努める。

1 防災情報収集システムの充実

災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図る。

(1) 大阪府防災情報システムの活用

大阪府の防災情報センターに設置された大阪府防災情報システムの端末機を活用し、気象等観測情報、予測情報及び被害情報を収集分析する体制を強化する。

(2) 大阪府防災行政無線の活用

大阪府防災行政無線による気象予警報等、津波予報等、風水害に関する情報の的確な収集体制を整備する。

(3) 西日本電信電話株式会社等より提供される情報の活用

西日本電信電話株式会社等により提供される気象等の警報、津波警報の的確な収集に努め

- (2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）
- (3) テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
- (4) Lアラート（災害情報共有システム）
- (5) ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- (6) ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）
- (7) 携帯電話・スマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）
- (8) ワンセグ・フルセグ
- (9) 衛星通信
- (10) 地理空間情報システム（G I S） 等

また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化や、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、市は、消防等防災関係機関との連携により、職員参集体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市は、国や大阪府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

なお、大阪府は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行うことから、市は大阪府と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

1 災害広報、広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報、広聴担当課は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- (3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

2 災害時の広聴体制の整備

市及びライフライン事業者は、市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話（コールセンター）、相談窓口などの体制を整備する。

3 停電時の市民等への情報提供

市は、電気事業者と連携し、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

4 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

市は、府と連携し、障がい者に関し、障がいの種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。併せて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

5 被災者への情報伝達体制の整備

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

3 被災者支援システムの活用

被災者支援システムを導入し、災害発生時後の迅速かつ的確な復旧・復興を行う。

第5 確認体制の整備

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の確認体制の整備・充実を図る。

第2章 防災体制の整備
第2節 情報収集伝達体制の整備

1 震度計の活用

大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の確認を行う。

2 雨量計の活用

大阪府等が設置している雨量計により、常に雨量の確認を行う。

3 テレメータシステムの活用

風水害等の自然災害を防ぐため、大阪府防災テレメータ（雨量、河川水位等）からの情報を活用して、市内各所の雨量等を常時確認する体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

堺市消防局は、市街地における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。また、国、大阪府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、市及び大阪府、堺市消防局は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市街地の火災予防

1 火災予防査察の充実

消防法第4条及び第16条の5、石油コンビナート等災害防止法第40条の規定に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握に努め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

2 防火・防災管理者の育成の推進

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者（以下、「管理権原者」という。）に対し、消防法第8条、第36条の規定による防火・防災管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

3 防火対象物・防災管理定期点検報告制度の推進

消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

4 住宅防火対策の推進

火災予防条例により、住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置の推進を図るとともに、設置済み世帯に対する維持管理についても併せて広報活動を行う。また初期消火や火災拡大防止に有効な消火器や防災品の普及についても広報活動を行う。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

第2章 防災体制の整備

第3節 火災予防対策の推進

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

7 自衛消防組織の設置指導

堺市消防局は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の防火対象物で、自衛消防組織の設置が必要なものの管理について権原を有する者に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を設置させ、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

市及び堺市消防局は、大規模災害などに備えて消防力の強化を図り、また、応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

なお、市は、府と連携して、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行うよう努める。

第1 消防力の強化

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

2 消防水利の確保（実施主体：高石市）

- (1) 「消防水利基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実
- (3) 消防職員の速やかな動員
- (4) 同時多発火災及び大規模火災の対応
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 救急隊員の活動強化
- (7) 消防水利の有効活用
- (8) 消防活動資機材等の備蓄と調達
- (9) 住民広報の徹底
- (10) 空路拠点の充実
- (11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立
- (12) 要配慮者への対応

4 消防団の充実強化（実施主体：高石市）

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備や資機材の整備に努める。

（1）体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手、女性リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、必要な資格の取得などの教育訓練体制の充実、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

（2）消防施設、装備の強化

大規模災害等に備えて、消防団詰所やポンプ器具庫の確保、消防車両・小型動力ポンプ、車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備、拠点施設の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

（3）消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。

（4）津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理体制等を整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

（5）自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

※資料4-1「堺市消防局組織機構図」

※資料4-2「堺市消防局職員の配置表」

※資料4-3「消防庁舎現況」

※資料4-4「各種車両配置表」

※資料4-5「消防通信指令総合システム」

※資料4-6「消防水利状況」

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、自治体相互の応援協定の締結を推進するほか、受入体制の整

備に努める。

第3 消防救急無線等の整備充実

消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、更なる消防救急無線等の整備充実を進める。

第4 連携体制の整備

市は、大阪府、警察署、海上保安署、自衛隊等と平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第5節 医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

なお、大阪府は、関西広域連合と連携して災害医療コーディネーター（災害等が発生した場合において、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るためのコーディネーター）、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース及び災害薬事コーディネーターの充実強化や実践的な訓練の実施、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携強化、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備を図るとともに、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMA T）から中長期的な医療を担う医療救護班（保健医療活動チーム）への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等を図ることから、市はこれらの支援を受けるための体制を整備する。

第1 災害時医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時においては、大阪府和泉保健所等と連携し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な「医療救護班」を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、「救護所」において実施する。

市は、高石市医師会に所属する医師によりあらかじめ構成される高石市医療救護班により、応急救護所（災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所）及び医療救護所（災害発生直後から中長期にわたって、指定避難所等に併設される救護所）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

- (1) 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。
- (2) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門

性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び高石市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。

大阪府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、市、大阪府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。

1 連絡体制の整備

- (1) 市、大阪府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

2 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市は、高石市医師会、大阪府及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応

できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 高石市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する高石市医療救護班の編成・派遣方法について、高石市医師会及び地域の医療機関と連携しあらかじめ定める。

2 救護所等の設置体制

市は、高石市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制を整備する。

3 医療救護班の派遣要請の確認

市は、市単独では十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、大阪府（和泉保健所等）を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

4 緊急医療班の受入れ体制の整備

市及び大阪府和泉保健所は、市災害対策本部及び保健所保健医療調整本部を通じて、他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ調整しておく。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

第4 後方医療体制の整備

市は、地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図るとともに、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備に努め、後方医療体制を充実する。

1 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）

八尾SCU

2 災害拠点病院（地域災害医療センター）

岸和田徳州会病院

3 市災害医療センター

高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター

4 災害医療協力病院

浜寺病院

第5 医薬品等の備蓄及び確保

1 備蓄

市は、災害発生後3日程度の間に必要とする医薬品（包帯、解熱鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄に努めるとともに、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう高石薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。

なお、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府に要請する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

1 患者搬送

市は、大阪府及び災害医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を明確化する。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を整備する。

(2) 大阪府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の大阪府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

市は、大阪府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター、各専門医会関係団体と協力して医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保、供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法など

の整備に努める。

併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（D P A T）についても、大阪府や関係機関と連携のうえ、体制整備に努める。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努めるとともに、自ら実施する消防訓練等において、災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、総合体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

なお、市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市は、大阪府、大阪府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（大阪府選定）

ア 大阪府県間を連絡する主要な道路

イ 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への櫛の歯型のアクセス道路
※資料2-6 「防災マップ」

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び救援物資集積場所、指定避難所等を連絡する道路

※資料2-6 「防災マップ」

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

なお、市域内で指定されている重要物流道路は、阪神高速道路湾岸線、国道26号、堺泉北道路である。

第2 航空輸送体制の整備

市は、航空輸送による救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害時用臨時ヘリポートを整備・指定する。また、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

第3 水上輸送体制の整備

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。

また、国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。

港湾管理者（大阪府）は、航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第4 救援物資集積場所の指定

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

第5 物資を指定避難所等への的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの救援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、ニーズの把握方法、救援物資集積場所や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制

の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあつては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- 2 救援物資集積場所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的である。
- 3 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、救援物資集積場所に滞留在庫が大量に生じることになる。よって、配送状況やニーズを把握するため情報共有体制を整備する。
- 4 義援物資について
 - (1) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - (2) ダンボール箱への混載は避け、中身を明示していただくよう周知する。
- 5 市は、医薬品の仕分けのため、高石薬剤師会と連携を図る。

第6 民間事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間事業者の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業者及び団体との協定を締結する。

第7 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1 車両、航空機、船舶などの把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。

2 調達体制の整備

市は、大阪府と連携し、防災関係機関の輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努め、あらかじめ輸送協定を締結しておくとともに、必要に応じて、事前に緊急通行車両確

認申出を行ない緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておく。

第8 交通規制・管制の確保

1 大阪府公安委員会

災害対策基本法50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての申出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

※資料8-7「緊急通行車両確認申出書」

2 大阪府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等により交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な対策を行う。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第7節 避難受入れ体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するとともに施設の整備に努める。さらに、大阪府と連携し、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制等の整備や応急仮設住宅等の事前準備を進める。なお、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。

さらに、指定避難所等における被災者支援が適切に行われるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの支援体制の整備等にも努める。

第1 指定緊急避難場所、避難路の指定

市は、指定緊急避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時等に住民が一時的に避難できる概ね1haの場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所であって、概ね10ha以上の空地等に、想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）の有効面積を確保できる場所とするが、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。その他、土地利用の状況そ

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所誘導標識の設置
- (2) 防災行政無線屋外子局の最適配置など避難市民への情報伝達手段の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 避難路であることを示す標識等の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失などにより、避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる、指定避難所を指定、整備する。その際、新型インフルエンザ等感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し指定避難所の情報を周知する。さらに、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から指定避難所の場所や受け入れ人数等について、市民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

このほか、市及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やNPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

1 指定避難所の指定

指定避難所の指定は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、

避難の実施に必要な設備・機器の整備に努め、次の事項を踏まえて行う。

なお、台風の接近・通過、地震災害時は、指定避難所を必要に応じて開設する。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、円滑な情報伝達ができるように多様な情報伝達手段が確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総合政策部と保健福祉部は連携して、必要に応じてホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。さらに、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。このほか、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (5) 市は、大阪府和泉保健所と連携して、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

※資料2-6 「防災マップ」

2 指定避難所の整備

- (1) 市は、避難生活等の長期化に対応できるよう指定避難所の耐震化・不燃化の促進及び福祉仕様のトイレ設置をする（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）など要配慮者への配慮を図り、避難の実施に必要な施設等を整備する。その際、大阪府福祉のまちづくり条例や高石市福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。
- (4) 中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。
- (5) 市は、非常用電源、携帯型防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等によるネットワーク環境の整備のほか、空調、洋式トイレなどの整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (6) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (8) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。
- (9) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するとともに、その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

〔参 考〕

「大阪府地震被害想定調査結果」では、本市における避難所生活者は、上町断層帯地震Bで最大12,153人が想定されている。

3 指定避難所の運営管理体制の整備

市は、避難生活等の長期化に対応できるよう指定避難所の開設基準、管理体制、指定管理者との連携、災害対策本部との連携、避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

- (1) 指定避難所は、高石市災害対策本部からの指示により、災害対策本部事務分掌に基づき、担当班が自主防災組織等の協力を得て開設する。
- (2) 市（災害対策本部等）と指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線により行う。
- (3) 指定避難所の運営は、担当班、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。
- (4) 市は、「指定避難所開設運営マニュアル」（平成30年3月）が適切に運用できるよう、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。なお、指定避難所ごとに策定したマニュアル運用編については、実効性を高めるため、住民主体による訓練や意見交換を重ねながら必要に応じて修正等を行う。
- (5) 市及び各避難所運営管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化などに努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進め、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、多様な対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努め

る（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

第4 避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める

第5 避難者の状況把握に向けた準備

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

第6 在宅避難等

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとし、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第7 避難指示等の事前準備

1 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の適切な運用

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成している。今後、このマニュアルの適切な運用に努めるとともに、近年の都市型豪雨等に対応するためタイムライン等の最新の知見を参考にすること、大型台風による高潮や南海トラフ地震による被害などを踏まえ、実効性を高める

ため、必要に応じて、マニュアルを改訂する。

2 住民への周知・意識啓発

市は、避難指示等が発令された際の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、既に周囲で水害が発生しているなど、指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する「緊急安全確保」措置をとることも避難行動とすることを住民へ平常時から周知しておく。

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市町村長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市町村長が発令）	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・（大雨特別警報（浸水害））※1 ・（大雨特別警報（土砂災害））※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等が発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても必ずしも発令されるものではない。

注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 緊急安全確保は、令和3年災害対策基本法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

第8 避難誘導体制の整備

- 市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に対応するため、避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水

との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- 2 地域特性を考慮した避難誘導體制を整備するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう消防団や自治会、自主防災組織、高石市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等の地域住民と連携した体制づくりを推進する。
- 3 市は、要配慮者の避難行動をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、大阪府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づいた「高石市避難行動要支援者支援プラン」（全体計画）を作成し、避難行動要支援者の情報把握、市・避難支援者・関係機関等での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備する。
- 4 学校、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。また、学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。
なお、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設との間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。
- 5 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第9 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第10 応急危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- (1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、大阪府が主催する被災建築物応急危険度判定講習会を受講させ、応急危険度判定士を養成し、大阪府へ登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、大阪府と連携し、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、大阪府が主催する被災宅地危険度判定講習会を受講させ、被災宅地危険度判定士を養成し、大阪府へ登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、大阪府と連携し、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第11 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅用地の事前選定

市は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

大阪府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第12 り災証明書発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の

第2章 防災体制の整備

第7節 避難受入れ体制の整備

締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

大阪府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

また、備蓄を行うにあたって、大規模地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するとともに、物資の性格に応じて集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどにも配慮し、さらに備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。なお、大規模自然災害において、孤立化が長期化したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

第1 給水体制の整備

大阪広域水道企業団は大阪府及び市と相互に協力し、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう給水体制の整備に努める。

1 補給水利の確保

補給水利として配水場の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。

- (1) 大阪広域水道企業団の管路に整備されている給水栓付き空気弁（あんしん給水栓）を活用し飲料水を確保
- (2) 状況に応じてプール等の水を簡易浄水装置により浄化し、適正な衛生管理のもと、応急給水を実施

2 応急給水拠点等の整備

- (1) 配水場に応急給水所を設置、配水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備
- (2) 大規模災害時には、被害状況に応じて、市内各所の消火栓を応急給水拠点として活用
- (3) 拠点給水は、配水場や避難場所において行い、被災状況に応じて、断水の集中している地域に臨時の応急給水拠点を設け、給水車や仮設給水栓による応急給水を実施
- (4) 給水車等の配備、緊急用飲料水袋や給水コンテナなど給水資機材の備蓄、調達ルートやその情報交換等の体制の整備
- (5) ボトル水・缶詰水等の備蓄

3 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備
- (2) 相互応援体制の整備

大阪広域水道企業団は大阪府及び市と相互に協力して、迅速な給水活動等に必要な情報

収集、総合調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。

(3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため指定給水装置工事事業者等と災害時における協力体制の整備に努める。

4 井戸水による生活用水の確保

市は、大阪府と連携し、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、大阪府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子ども等の多様なニーズに配慮する。

1 市の備蓄等

(1) 重要物資の備蓄

市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、避難者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、大阪府と市で1：1を基本とした役割分担の下、必要量の備蓄を計画的に進める。必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とすることから、本市では3日分を必要数量として設定され、その半分为本市の目標である。

品 目	算 出 式
食料	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2(注)により算出した数量と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方。 (注) 1.2という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。
毛布(保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0～1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる)

品 目	算 出 式
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。
乳児・小児用おむつ	（直下型地震による）避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚（注）/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出（内閣府確認）
大人用おむつ	（直下型地震による）避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚（注）/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚（注）/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出（内閣府確認）。
災害用トイレ（組立式等）、凝固剤及び便袋（簡易トイレ用）	避難所避難者数×0.02（避難所避難者50人に1基） 市町村は、簡易トイレ、府は、調達含め仮設トイレ（組立式）中心にそれぞれ確保する。 上記とは別に、府は洋式水洗の組立式トイレ、市町村も洋式水洗の組立式トイレ等を各市町村の一般避難所数×2（府1：市町村1）基をそれぞれ速やかに確保し配備する。 ※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様を含むものとする。また、トイレトペーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。 BOX型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5回×3日以上を目標とする。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（注）（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）対象年齢12歳～51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定
トイレトペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 （注）NPO緊急災害備蓄推進協議会（経済産業省推奨）によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（令和6年6月）」より抜粋

※本市の避難所避難者数は、23,087人と想定されている。

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

- ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット等）
- イ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ウ 精米、即席麺などの主食
- エ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- オ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- カ 被服（肌着等）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ク ブルーシート、土のう袋
- ケ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、大阪府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、総合体育館を救援物資集配拠点とし、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。なお、大阪府は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録を行う。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、国の支援を受けて無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

また、災害の規模等に鑑み、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

市は、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ア 拠点備蓄倉庫、指定避難所備蓄倉庫の整備
- イ 備蓄物資の点検及び更新
- ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む）
- オ 救援物資集配拠点（総合体育館）から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

2 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡
- (2) 近畿経済産業局
 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
 毛布、日用品などの備蓄

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害時相互応援協定の整備に努めるとともに、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第1編
総則

第2編
防災対策
災害予

第3編
災害応急対策
地震災害

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
復興対策
災害復興

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震度5弱以上の震害発生時の
南海トラフ地震の

資料
編

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

大阪広域水道企業団は、災害時における被害拡大の防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備等

応急復旧用資機材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施するとともに、市等が実施する防災訓練に計画的に参加する。

4 相互応援体制の整備

- (1) 迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、日本水道協会大阪府支部及び関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

5 住民への広報

市及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性や非常時における節水や水道の利用制限等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材の確保に努める。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市等が計画する防災訓練に計画的に参加し協力することで平常時からの連携体制を構築する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

5 住民への広報

市は、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

電力事業者は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。

- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平常時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平常時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

5 住民への広報

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

ガス事業者は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用のガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 緊急通行車両の届出を行っていない車両に対する標章及び緊急通行車両確認証明書の交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市等が実施する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 住民への広報

大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

電気通信事業者は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防

(7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。

具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

特に、市庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

6 住民への広報

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第6 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

なお、市は、必要に応じて、事前伐採等の実施に協力する。

第10節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

第1 鉄道施設

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

第2 道路施設

道路・橋りょう管理者は、国が作成する道路啓開等に係る計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるとともに、道路・橋りょうの障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための人員確保等の体制整備に努める。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に
対する対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資
料
編

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、個別避難計画や被災者台帳等の作成についてはデジタル技術の活用を検討する。

第1 障がい者・高齢者等避難行動要支援者に対する支援体制整備

大阪府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備する。併せて、国が実施する活動内容の標準化及び質の確保を図るための研修を活用し、各地域を主導する人材の育成を図ることとしており、市は大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）に協力を求める際の要請手順及び受入体制について整理しておく。

市は、危機管理課と保健福祉部との連携の下、「高石市避難行動要支援者支援プラン」を定めており、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、支援体制の整備に努める。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、保健所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画については、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、「高石市避難行動要支援者支援プラン」を指針として、登録した避難行動要支援者ごとに、よりきめ細やかな避難支援に係る事項を定めた個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

さらに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災

第2章 防災体制の整備

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努め、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を検討する。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行うよう努める。

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

気象庁は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

1 避難行動要支援者の情報把握

保健福祉部や危機管理課をはじめとする関係部局や高石市社会福祉協議会・民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、大阪府をはじめ関係部局に、情報提供の依頼を、書面をもって行う。

(1) 名簿を作成する避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障がい保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 高石市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条第1号から第6号に定める範囲内において、本市災害時要援護者登録台帳に登録されている者
- キ 上記以外で市等が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動

要支援者名簿に掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や大阪府との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新情報の保管を行う。

(4) 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理し、避難行動要支援者のプライバシーを保護する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

また、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためは、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市は関係機関と協力し、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけ趣旨や内容を説明し、同意を得るように努める。

さらに市は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、高石市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。なお、市は、避難支援関係者等の安全確保の措置を講ずる。

4 福祉避難所における体制整備

市は、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、高石市社会福祉協議会・民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

市は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する他市や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、避難訓練を実施する。併せて、施設の耐震化や非常用電源の確保（発災後72時間の事業継続が可能となる燃料の確保を含む）等を進めるとともに、被災状況を市や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市や大阪府等の公共の施設で要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。福祉避難所として指定する際は、受入れ対象者を特定して公示するとともに、一次的な福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、上記の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、民間の施設については、災害協定を締結する等の手段により、二次的な福祉避難所として選定する。

第4 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

大阪府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。また、災害時に大阪府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

2 情報発信等による支援

市は、大阪府と連携し、外国人に対する情報発信等の支援を行う。

(1) 市内在住の外国人に対する支援

- ア 防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。
- イ 情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。
- ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

- ア 災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知に努める。
- イ 早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。
- ウ 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。
- エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 指定避難所における支援

大阪府は、指定避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

府は、平時から支援を行っている高度医療機器を要する難病患者について、迅速な安否確認を行うための取組を進めるとともに、市町村、医療機関、訪問看護ステーション、地域住民、ボランティア等と連携し、災害時の地域での療養の継続に向けた支援体制の構築を図る。

府は、大阪府訪問看護ステーション協会等との連携により、在宅療養人工呼吸器装着患者に対する非常用電源確保等にかかる支援を行う。

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させること、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。なお、大阪府は、府有施設や府立施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求めるなど、市町村の一時滞在施設確保の支援を図ることから、市は、大阪府との連携・協力体制の整備に努める。

また、市、大阪府、国、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

さらに、内閣府の「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」に基づき、帰宅困難者の適切な行動判断のための情報提供のあり方の検討や、一斉帰宅抑制後の分散帰宅の実施や帰宅行動指針における市、市民、事業者等主体ごとの対応の周知にも努める。

第1 帰宅困難者対策の普及啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は、大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動の周知
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 帰宅可能となった場合には時間的・空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅
- 7 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。

また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。

併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

大阪府は、関西広域連合と連携して、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、大阪府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み（バス、船舶等）

鉄道の代替として、バス及び船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援

を行う。

- (1) 飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、大阪府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを行うことから、市は、大阪府・国・他市町村・関西広域連合等と連携しながら取組みを進める。

第13節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、大阪府と協力し、地震防災対策特別措置法に基づき、大阪府が作成し、推進している第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）を踏まえて、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っていく。

第 3 章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発等

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で、一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

をとること

カ 地域社会への貢献

キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ
ットペーパー及び生活物資の備蓄

イ 非常持ち出し品の準備（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）

ウ 自動車へのこまめな満タン給油

エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁
の予防・安全対策

カ 指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定
避難所（コンクリート屋内退避所、津波避難ビル等を含む。）、家族等との連絡体制等
（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認

キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加

ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性（生活再建に向けた事前の備え）

コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時に
とるべき行動

サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難
場所や指定避難所での行動

シ 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置

ス 大阪府が発信する災害モード宣言の主旨と発信時にとるべき行動

(3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法

イ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集

ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味

エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続
した場合）にとるべき行動

カ 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項

キ 避難行動要支援者への支援

ク 初期消火、救出救護活動

ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法

コ 避難生活に関する知識

サ 自らの安全を確保のうえ、応急対応等の防災活動への参加

シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があつ

た場合の協力

セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

タ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ハザードマップを作成、活用するとともに、広報紙、テレビやラジオ等のマスメディア、ホームページ（インターネット）などを活用した普及啓発を実施する。

ハザードマップ等の配布・回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

また、啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版のパンフレットの作成や、字幕・手話通訳を挿入したビデオの活用等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮した、多様できめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

市は、防災知識について、出前講座や防災まちづくり勉強会等による普及啓発に努める。

また、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間及び津波防災の日をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 学校における防災教育

1 学校における防災教育の実施

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、大阪府と必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

- (1) 教育の内容
 - ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
 - イ 防災情報の正しい知識
 - ウ 気象予警報や避難情報等の意味
 - エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
 - オ 災害等についての知識
 - カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

- (2) 教育の方法
 - ア 防災週間等を利用した訓練の実施
 - イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
 - ウ 特別活動等を利用した教育の推進
 - エ 防災教育啓発施設の利用
 - オ 防災関係機関との連携
 - カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
 - キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

- (3) 教職員の研修

市は、大阪府と連携し、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

- (4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

- (5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

- (6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等が参画した防災教育

市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力が強化できるよう努めるものとし、大阪府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存すると

もに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

第4 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずるうえで必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。

第2節 自主防災体制の整備

市及び防災関係機関は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

市は、高齢者や障がい者、女性、中高生等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

また、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知し、大阪府は市の取組みを支援する。

なお、市防災会議は、市地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。

地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

さらに、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに、訓練等により両計画の一体的な運用を図るよう努める。

第2 自主防災組織の育成

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努めるとともに、自治会、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り、全市域で組織されている自主防災組織の育成に努める。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

このほか、自営業者等の参加を促進し、併せて大学・専門学校生による防災組織の結成を促し、地域との連携を図る。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識の普及啓発
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害時への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 避難行動要支援者の支援体制の整備を目的として、互近助隊[※]の結成による平常時の見守りなどコミュニケーションの維持
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、小型可搬ポンプの活用による初期消火、救急処置、指定避難所開設運営・炊き出しなど）
- カ 「指定避難所開設運営マニュアル」の習熟（運営管理のための知識等の普及）などの支援
- キ 復旧・復興に関する知識の習得

※互近助隊：近隣の居住者で日頃のコミュニケーションを基本として、災害時等に声掛け合い、救助救出、避難誘導等の助け合いを行う仕組み。自治会の班体制など。

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（小型可搬式消防ポンプ、消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組を行う。
また、必要に応じて支援を大阪府に求める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する研修会等の実施
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催、認定証の交付）
- (4) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施
- (6) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

3 各種組織の活用

幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、防犯委員等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市は、従業員、利用者の安全確保とともに地域への貢献という観点から、事業者に対して広報紙又は堺市消防局による予防査察を通じて自主防災体制の整備について啓発を行う。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 啓発の内容

- (1) 平常時の活動
 - ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
 - イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
 - ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
 - エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
 - オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置など）
 - カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）
- (2) 災害時の活動
 - ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
 - イ 救出・救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
 - ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓による消火など）
 - エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知など）
 - オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開

放など)

2 啓発の方法

市は、大阪府及び経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資機材の整備等を行い、その活動を支援する。

第3節 災害ボランティア活動の推進

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、高石市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。

このほか、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する高石市社会福祉協議会等との役割分担や災害ボランティアセンターの設置予定場所等を定めておくよう努める。

1 受入れ窓口の整備

高石市社会福祉協議会は、災害対策緊急会議を開催し、市と連携し、災害時にボランティアを受け入れる「高石市災害ボランティアセンター」を設置し、運営する。

特に大規模災害が発生した時には、大阪府社会福祉協議会と連携し、概ね災害発生から24時間以内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れると共に、高石市災害ボランティアセンターにおいて、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの活用を図る。

2 事前登録

市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

高石市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを窓口にして、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。

4 支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点及び情報の提供など、ボランティア活動がしやすい環境づくり等の条件整備を図る。

5 情報共有会議の整備・強化

市は、大阪府及びNPO・ボランティア等と三者で連携し、平常時の事前登録、ボランテ

ィア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6 義援物資の発送等に関する知識の普及

市は、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、大阪府及び市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動

することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

2 重要施設及び災害応急対策に係る機関

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市

市は、大阪府と連携して、事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、高石商工会議所と連携・協力し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続計画作成支援計画の策定に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成 事業継続ガイドラインより）

第 1 編
総 則

第 2 編
災害予
防対策

第 3 編 地震災
害応急対策

第 4 編 風水害
災害応急対策

第 5 編 事故等
災害応急対策

第 6 編 災害復
旧・復興対策

附属 1 東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属 2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資 料
編